

【研究ノート】

昭和33年と昭和43年の学習指導要領に関する研究

生野 金三^{*}, 香田 健治^{**}, 生野 桂子^{***}

Courses of Study in Showa 33 and Showa 43

Kinzo Shono, Kenji Koda and Keiko Shono

要 旨

本研究においては、1958（昭和33）年改訂の学習指導要領と1968（昭和43年）改訂の学習指導要領の焦点を当てて、そこにおける教育課程の特色を探ることを目的とした。

1958（昭和33）年改訂の学習指導要領では、以下、4点の特色がみられる。第1に、従前の経験主義教育を改善し、系統主義学習を重視して、さらに基礎学力の育成が強調されたこと。第2に、系統主義学習に基づいた学年ごとの指導内容を強く関連付けて、調和のとれた指導計画が導入され、発展的な指導を行うこと。第3に、基礎学力をめぐるっては、国語や算数の時間数を増加して充実を図ること。第4に、理科と技術・家庭等の授業の充実を図るとともに、小学校と中学校に「道徳の時間」が導入されたこと、である。

1968（昭和43年）改訂の学習指導要領では、以下、3点の特色がみられる。すなわち、第1に、人間形成の観点からの統一と調和のある教育課程は、人間形成の観点から生まれたこと。第2に、この教育課程は、各教科・道徳・特別活動の3領域の構成にしたこと。第3に、基本的な教育内容が厳選され、集約化されたこと、である。

Abstract

The course of study revised in 1958 revealed the following. First, it corrected the old educational system based on empiricism, valued systematic learning, and emphasized training on fundamental academic skills. Second, the course of study implemented study programs, in which study materials of each academic year were strongly connected and well balanced in reference to systematic learning. Thirdly, the number of classes of Japanese language and mathematics increased with regard to fundamental academic skills. Finally, it focused on enriching science, technology, and home economics classes. Moral education was newly introduced for primary school and junior high school as well.

The course of study revised in 1968 displayed the following three aspects. First of all, it designed a well-balanced and integrated curriculum concerning character building. Secondly, the curriculum included each subject, moral education, and special activities. Thirdly, basic study materials were carefully selected and consolidated.

受付日 2018. 9. 12 / 受理日 2019. 1. 15

*関西福祉科学大学 教育学部 教授/**関西福祉科学大学 教育学部 講師/**立正大学大学院 非常勤講師

● ● ○ **Key words** 昭和 33 年学習指導要領 Course of Study in Showa 33 / 昭和 43 年学習指導要領 Course of Study in Showa 43 / 平成 29 年学習指導要領 Course of Study in Heisei 29 / 系統主義 教育課程 Systematic Approach Curriculum

I はじめに

1952（昭和 27）年に我が国が占領を解かれるに及び占領下における新教育を反省し、我が国の国情に即応する教育課程とするべく、教育課程審議会の審議を経て学習指導要領の改善作業が行われるようになった¹⁾。そして、1958（昭和 33）年文部省は、教育課程関係の法律を整備したが、従来明確さを欠いていた教育課程の解釈も統一された。教育課程の用語が初めて使用されたのは、1951（昭和 26）年改訂の学習指導要領、一般編（試案）（第 1 次改訂）であるが、ここでは「教育課程」という用語が誕生して然程経ていないこともあり、その定義が一義的に定まっていなかった。

各学校においては、次のような条件

教育基本法、学校教育法及び同法施行規則、小学校学習指導要領（又中学校や高等学校の学習指導要領）、教育委員会規則等（各種の通達も含まれる）に示すところに従うこと。

地域や学校の実態を考慮すること。

児童（生徒）の発達段階や経験に即応すること。等に基づいて、それぞれ適切な教育課程を編成しなければならないとしている。ここでいう教育課程とは、国の定める基準に基づき、学校において各教科、道徳、特別教育活動及び学校行事等の内容を児童生徒の発達に応じ目標、内容、時間等を組織的に配列したものをいう。

このように GHQ の監視から解放され、日本が初めて独自に実施した全面的改訂が 1958（昭和 33）年の学習指導要領である。

以上のことを踏まえ、以下においては、1958（昭和 33）年改訂の学習指導要領と 1968（昭和 43 年）改訂の学習指導要領に焦点を当てて、そこにおける教育課程の特色を探ることを目的とする。

先の論稿の昭和 22 年代の学習指導要領に関する研究においては、個人の経験と主体的な活動を重要視す

る教育課程観であることを明らかにした²⁾。そこでは、児童生徒の必要と社会の必要という「必要」の原理を大事にし、経験主義に依拠したものであった。

本研究では、後述するが、学びの発展性を志向して基礎的な知識及び技能の修得を重要視しながら、教材の内容を精選し、系統的な学習への転換を図っているということを明らかにする。言うまでもないが、系統学習の充実を志向するに当たっては、児童生徒の興味なり、生活なり、経験というものを踏まえてのことである。平成 29 年に告示された学習指導要領においては、確かな資質・能力の育成を志向して、主体的・対話的で深い学びを目指して、アクティブ・ラーニングの視点からの授業づくりを重要視している。その際、体験活動の多い学習、地域の特色や地域と結び付きによって生み出される価値の高い教材（学習材）、児童生徒が複合的な言語活動ができるように指導事項の系統性、単元の構造と内容の把握等の内容に留意する必要がある。

初等教科教育法等の「教育法の授業づくり」においては、学習指導案の作成の際、まず単元の構成及び題材の構成を検討し、次いで本時の展開、学習者である児童生徒の興味・関心、そして生活経験等を踏まえて如何に価値ある学習活動〈言語活動〉を組織するかが重要である。児童生徒の興味・関心、生活経験等を基に如何に単元を構成するか、児童生徒にとって価値ある教材内容を精選し、構造化し学びの系統を整理するか、児童生徒が主体的・対話的で深い学びを展開するために生活経験を如何に導入するか等のあり様を探るに当たっては、従来の学習指導要領で重要視されてきた知見や学びの方途が一石を投じてくれよう。ここに、本研究を行う価値が存在するといえる。

Ⅱ 系統主義の教育課程

～1958（昭和33年）改訂の学習指導要領～

1951（昭和26）年改訂学習指導要領では、経験主義の教育課程で生活単元学習に根差していたため、知的教養の偏りが生じたことや学力低下が叫ばれるようになってきた。斯様なことを踏まえ、1958（昭和33）年改訂の学習指導要領では、これまで試案であった学習指導要領が法的基準性と拘束性をもつようになり、そして経験主義教育を是正し、系統的学習の重視と基礎学力の育成が強調された。主に以下のことに主眼がおかれた。

- ・ 道徳教育の特設
- ・ 基礎学力の充実を図るために国語、算数の内容の充実
- ・ 科学技術教育の振興
- ・ 系統性を重視した教育³⁾。

以下、上記の内容について見てみる。

1 道徳教育の特設

道徳教育の特設の様相を探ってみる。前述した教育課程審議会の答申においては、就中別紙として「(1) 道徳教育の特設時間について」と「(2) 道徳教育の基本方針」との二者を掲げ、その趣旨と指導目標、そして基本方針等について説明を加えている。

まず、道徳教育の特設の趣旨として道徳教育は社会科を初め各教科その他教育活動の全体を通じて行うことになっているが、「その実情は必ずしも所期の効果を挙げているとはいえない⁴⁾」という「現状を反省し、その欠陥を是正し、すすんでその徹底強化をはかるために、あらたに道徳教育のための時間を特設する⁵⁾」と述べている。

特設時間における道徳教育は、主たるねらいとして「日常生活の基本的な行動様式の理解」「道徳的心情と道徳的判断力の育成」「道徳的実践力」等を掲げている。そして、指導目標として「(1) 行動様式の理解、(2) 生活態度の確立、(3) 道徳心情を高め、正邪善悪の判断力、(4) 道徳的態度と実践的意欲の高揚」等を掲げている。その指導法としては、「(1) 日常生活上の問題の利用、(2) 読物の利用、(3) 教師の説話、(4) 社会的なできごとの利用、(5) 視聴覚教材の利用、(6) 実践活動、(7) 研究・作業」等と七者につい

て説明を加えている。ここでは、「(1) 日常生活上の問題の利用」や「(4) 社会的なできごとの利用」や「(6) 実践活動」等とあるように現実社会との関わりを重要視し、その中で道徳判断力を体得せしめ、そして道徳的実践力の育成を志向していることが分かる。

以上は、道徳教育の内容であるが、次いで、道徳教育の基本方針として「詳細な教育目標および教育内容の選択、配列、取扱等に関しては、教材等調査研究会において慎重に審議すべきである⁶⁾」と慎重な審議を要請している。

斯様に教育課程審議会の答申によって、文部省は道徳教育の時間を特設する路線を敷いたのである。この答申の三日後の3月18日、文部省は道徳教育の「実施要領」を各都道府県に通達するに至ったのである。そこでは、

かねてから、この問題を教育課程審議会ならびに教材等調査研究会に諮問し、慎重に検討を願っていたのであるが、最近その結論を得たので、この結果に基づき、小学校および中学校においては、昭和33年度から道徳の時間を特設し、道徳指導の充実を図ることとする⁷⁾とし、そしてその実施に当たって四者の内容が示されている。それを簡約すると、「1『道徳』の趣旨、目標、指導の内容、指導方法および指導の計画・実施に関しては『小学校道徳実施要綱』によること。2『道徳』は毎学年毎週1時間とし、小学校においては『教科以外の活動』の時間の中にこれを特設して指導すること。3『道徳』の時間は学級担任の教師が指導すること。4『道徳』の時間における教材の使用は慎重な取扱いをすること」等である。

文部省が都道府県に対して通達した道徳教育の「実施要領」には、目標、指導内容、指導方法、指導計画等と道徳教育をめぐる基礎となる考え方、そしてそれを如何に具現化していくかという具体的展開の方途を掲げている。ここで着目すべきは道徳教育の目標である。道徳教育の目標を「小学校道徳実施要綱」（「実施要領」の中の）においては、

道徳性を自覚できるように、〈中略〉児童生徒に望ましい道徳的習慣・心情・判断力を養い、社会における個人のあり方についての自覚を主体的に深め、道徳的実践力の向上をはかる⁸⁾。

としている。この掲げられている「道徳性」「道徳的心情・判断力」「実践的指導力」等の文言は、現在

の学習指導要領（道徳）においても重要視されている内容である。斯様な把握の観点より道徳教育の目標を見てみると、今日の道徳教育の根幹をなす部分は既にこの期に構築されていると言っても過言ではないように思う。斯様な意味では、前述した文言には道徳教育の「不易」のものが存在すると言えよう。

2 基礎学力の充実を図るために 国語、算数の内容の充実

昭和 33 年改訂学習指導要領（表 1）で最も時間数の増加したのは「国語科」と「算数科」である。

昭和 26 年改訂学習指導要領（試案）における「教科についての時間配当の例」を見てみると、そこでは、1・2 学年の「国語・算数」の時間配当は 45%～40% となっている。昭和 33 年改訂学習指導要領における第 1 学年・第 2 学年の時間配当は 41.7%～52.5% となっている。従来に比べて国語科と算数科の時間数を増加しているが、これは義務教育の段階において基礎学力の充実を志向してのことである。これは、経験主義の教育課程において指摘された学力低下を払拭するねらいもあったのである。昭和 33 年改訂学習指導要領における時間数の増加は、中学年（第 3 学年・第 4 学年）、高学年（第 5 学年・第 6 学年）においても認められる。

また、基礎学力の充実をめぐるには、国語科の「指導上の留意事項」の部分に「聞くこと話すことの基礎的な態度や技能を養いながら」と、そして算数科の「目標」の部分に「数量や図形に関する基礎的な知識の習得と基礎的な技能の習熟を図り」とあり、基礎的な技能の習熟を図ることを重要視している。

3 科学技術教育の振興

科学的な見方、考え方を育成する観点から、小学校の「理科」の「目標 3」において、「生活に関係の深い自然科学的な事実や基礎的原理を理解し、これをもとにして生活を合理化しようとする態度を養う」とあり、ここでは低学年では、自然の事物・現象についての観察を広め、その中から自然科学的な事実を意識するようにし、新しいことがらに出あったときに、これを前の経験と結びつけていけるようにすることを願っている。そして、学年が進むにつれて、多くの経験の中から自然科学的な事実や基礎的な原理を理解させ、生活に応用してこれを合理化しようとするようにすることも願っている。また「目標 4」においては、「自然と人間の生活との関係について理解を深め、自然を愛護しようとする態度を養う」とあり、低学年では、飼育栽培から始め、生物を愛護するようにし、学年が進むにつれて、その気持を自然物一般に広げ、自然と人間の生活との関係を考慮し、自然の保護や利用のしかたについての関心を深め、自然科学の進歩が生活を豊かにするのに役だつことを認識させるようにすることを願っている。

中学校の必修科目である理科では、授業時数（各教科とも 140 単位時間）を増加し、実験・観察を充実して科学的な考え方ができるようにしている。また、技術・家庭では、「目標」に「(2) 設計・製図では、簡単な図面を正しく読んだり描いたりするのに必要な基礎的な技術を習得させ、ものごとを計画的に進め、精密、確実に処理する態度を養う」（第 1 学年）とあり、そして教科の「目標」に「1 生活に必要な基礎的な技術を習得させ、創造し生産する喜びを味わわせ、近代

表 1 小学校時間表（昭和 33 年改訂学習指導要領）

区分	第 1 学年	第 2 学年	第 3 学年	第 4 学年	第 5 学年	第 6 学年	
各教科	国語	238 (7)	315 (9)	280 (8)	280 (8)	245 (7)	245 (7)
	社会	68 (2)	70 (2)	105 (3)	140 (4)	140 (4)	140 (4)
	算数	102 (3)	140 (4)	175 (5)	210 (6)	210 (6)	210 (6)
	理科	68 (2)	70 (2)	105 (3)	105 (3)	140 (4)	140 (4)
	音楽	102 (3)	70 (2)	70 (2)	70 (2)	70 (2)	70 (2)
	図画工作	102 (3)	70 (2)	70 (2)	70 (2)	70 (2)	70 (2)
	家庭	-	-	-	-	-	-
	体育	102 (3)	105 (3)	105 (3)	105 (3)	105 (3)	105 (3)
道徳	34 (1)	35 (1)	35 (1)	35 (1)	35 (1)	35 (1)	
計	816(24)	875(25)	945(27)	1,015(29)	1,085(31)	1,085(31)	

技術に関する理解を与え、生活に処する基本的な態度を養う」[4 生活に必要な基礎的技術についての学習経験を通して、近代技術に対する自信を与え、協同と責任と安全を重んじる実践的な態度を養う]とある。ここでは、基礎的な技術を習得させ、そして生活に必要な技術を習得させることを願っている。内容として括目すべきは、男子向け、女子向けの二系列を設け、男子には工作とか、技術内容を習得させ、女子には家庭科的内容を中心として技術という観点からその内容を選択している。ここからは、内容の精選と系統的な学習の様相が見えてくる。

4 系統性を重視した教育

1958（昭和33）年に改訂された学習指導要領（小学校）においては、児童の発達段階や経験に即して、適切な教育課程を編成することを重要し、各教科、道徳、特別教育活動および学校行事等について、相互の関連を図り、全体として調和のとれた指導計画を作成するとともに、発展的、系統的な指導を行うことができるようにしなければならないとしている⁹⁾。

以下にその様相を見てみる。国語科の「指導計画作成および学習指導の方針」の部分に「……学習活動を組織する。そのためには、国語科の目標を根底におき、各学年の目標、内容の相互関係をはっきりさせておくことが必要である」「各学年の内容に示す指導すべき事項や活動は、……初歩的な形で取り上げ、また、その発展的指導をする必要があると考えられる場合には、そのあとのそれぞれの学年で程度を高めて取り上げてよい」「学習指導にあたっては、児童の必要と興味と能力に応じて話題や題材を選択し、聞き、話し、読み、書く活動が有機的総合的に展開されるように計画を立てる」等とあり、また算数科の目標の部分に「目標は、相互に密接な関係をもつものであり、算数科の指導においてたえず考慮すべきことを掲げた」「算数科においては、……児童の学年的な発達に応じて、その内容を系統的に身につけさせるようにすることが必要である」等とある。ここでは、学習活動を組織するためには、各学年の目標、内容の相互関係をはっきりさせておくことが必要であり、学習活動は、聞き、話し、読み、書く活動が、それぞれ孤立して行われるのではなく、それらが学びのまとまりとして有機的、総合的に展開されるように計画されなければ

ならないとし、また算数科の目標は、相互に密接な関係をもつものであるとし、さらに児童の学年的な発達に応じて、その内容を系統的に身につけさせるようにすることが必要であるとしていることから系統学習を重要視していることが分かる。

さらにまた国語科の「指導計画作成および学習指導の方針」の部分に「話題や題材の選定にあたっては、児童の発達段階に即応させ」とあり、そして算数科の「指導計画作成および学習指導の方針」の部分に「児童の学年的な発達に応じて指導をくふうすること」とあることから分かるように系統学習の重要性を指摘している。国語科と算数科における系統学習の重要性について触れたが、斯様なことは、他の教科においても認められる。具現すれば、「理科の目標は、各項目相互に密接な関連をもつものであり、次に示す各学年の目標は、教科の目標の各項目それぞれについて、学年的発展を明らかにして具体的に示したものである」「各学年の目標は、次のような児童の発達段階に応じた社会科の特性を考慮して作成したものである」等の内容からもそのことは窺い知ることができよう。中学校の教科においても系統性を重視している。国語科においては、「目標の各項目は、相互に密接な関連をもって、全体として国語科の目標をなすものである。……また、4は、2、3と関連づけて指導することが必要である」とし、社会化においては、「目標の各項目は、相互に密接な関連をもって、全体として社会科の目標をなすものであり、……指導する事項は、……生徒の発達段階を考慮し」、さらに数学科においては、「指導計画を作成する場合には、各領域の中の内容の前後関係や他の領域の中の内容との関連を考え、これらの内容がすべて含まれるよう適切に計画しなければならない」としている。斯様なことから1958（昭和33）年に改訂された学習指導要領は、系統主義の教育課程を重要視しているといえよう。

Ⅲ 能力主義の教育課程

～1968（昭和43）年改訂の学習指導要領～

1 教育内容の現代化

昭和30年代の所得倍増計画と高度経済成長路線での政策の下における日本の教育課程は、(1) 道徳教育

の徹底、(2) 基礎学力の充実、(3) 科学技術教育の振興、(4) 進路・特性に応じる教育を主眼としてきた。しかし、高度経済成長により、科学技術がめざましく進展したことから、「小学校・中学校の教育課程の改善について」(1965(昭和40)年6月14日)に教育の効率性と教育内容の精選を求める「教育の現代化」と、人間の歪を是正し国家的統合性を求める「統一と調和」を図ることについて、文部大臣が教育課程審議委員会に諮問した¹⁰⁾。

その諮問事項については、以下の9点である。

1. 人間形成のうえで調和のとれた教育課程のあり方について
2. 時代の進展と児童・生徒の発達段階に即応する教育内容の改善について
3. 基本的事項の精選、指導内容の集約化による指導の徹底および学習負担の軽減について
4. 個性、能力や進路、特性に適する教育(とくに中学校の選択教科のあり方、男女の特性に応ずる配慮などのあり方)について
5. 国語教育、社会科のあり方や学力差が大きくあらわれる傾向のある数学(算数)、理科、英語などのあり方について
6. 各教科等の関連の緊密化について
7. 幼稚園、小学校、中学校、高等学校における教育課程の関連について
8. 道徳、特別教育活動、学校行事等のあり方や各教科等のあり方や各教科等の授業時数の配当などについて
9. その他

これらについて整理すると以下の通りである。第1に科学技術の革新、第2に基本的事項の精選、第3に能力・適正・進路に応じた教育、第4に教育内容の精選、第5に幼・小・中・高の一貫性の確保、第6に4領域の教育課程である。これらは、能力主義教育政策を推進する上で問題視されてきたことである。すなわち、これらは、審議することによって能力主義教育課程を編成することを目指すものである。つまり、「教育内容の現代化」が示されたのである¹¹⁾。

そして、文部省『教育課程審議会 答申』(1967(昭和42)年10月30日)においては、「調和と統一のある教育課程の実現」を示している。その方針につ

いては、4項目を示している。第1項は、「日常生活に必要な基本的な知識や技能を修得させ、自然・社会及び文化についての基礎的理解に導くこと」である。つまり、第1項に「基礎的理解」をあげている。そして第2項に、生活習慣や態度・健康・体力である。第3項に、「正しい判断力や創造性、豊かな情操や強い意志の素地を養うこと」である。第4項に、「家庭・社会および国家について正しい理解と愛情を育て、責任感と協力をつちかい、国際理解の基礎を養うこと」である。

1958(昭和33)年の学習指導要領の改訂では、科学技術教育の向上を目指したことから算数の時間数の増加を図った。結果として、基礎的・基本的事項については、知識や理解の向上が見られた。しかし、その理解は表面的であり、より深く理解したり、知識や技能等を関連付けて思考、判断したりする能力について不足していることから、1968(昭和43)年の学習指導要領の改訂では、「教育内容の現代化」の視点から基礎・基本の理解を重要視しているといえよう¹²⁾。

この教育課程改革の基盤となったのは、ブルーナーの「発見学習」理論である。「どの教科でも、知的性格をそのままに保って、発達のどの段階の子どもにも効果的に教えることができる¹³⁾」という仮説を示し、発見的・探究的に学習する探究のプロセスを重視し、その有効性を主張している。

2 「調和と統一」を目指す学習指導要領

1968(昭和43)年の小学校学習指導要領改訂における教育課程は、国語、社会、算数、理科、図画工作、家庭科、体育の各教科、道徳ならびに特別活動によって編成されている。これは、従前の1958(昭和33)年の小学校学習指導要領の4領域から3領域の構成へと変更となった。

一方、授業時数については、表2の小学校の各教科及び道徳の授業時間数は、1958(昭和33)年改訂版と変更はない。しかし、従前の「最低授業時数」から「標準授業時数」と規定されたことによって、その増減が認められることとなった。また、1時間の授業時間も小学校では、45分を標準としながらも40分も可能となった。同様に中学校では、50分を標準としながらも45分も可能となった。両者とも、学校や生徒の実態に即して適切に定めることを明示している。さ

表 2 小学校授業時間数（昭和 43 年改訂学習指導要領）

区分		第 1 学年	第 2 学年	第 3 学年	第 4 学年	第 5 学年	第 6 学年
各教科の授業時数	国 語	238	315	280	280	245	245
	社 会	68	70	105	140	140	140
	算 数	102	140	175	210	210	210
	理 科	68	70	105	105	140	140
	音 楽	102	70	70	70	70	70
	図画工作	102	70	70	70	70	70
	家 庭 体 育	102	105	105	105	105	105
道徳の授業時数		34	35	35	35	35	35
総 授 業 時 数		816	875	945	1,015	1,085	1,085

らに、弾力的運用については、授業時間数だけでなく、教育課程の改善に資する研究のための特例も認められるようになった¹⁴⁾。

そして、学習指導要領の「第 1 章 総則」においては、第 1 項に「教育課程一般」が示され、第 2 項に「道徳教育」、第 3 項に「体育」が示されている。これについて、水原は、学習指導要領における道徳教育と体育とが「調和と統一」を目指す上での重要性を意味していると指摘している¹⁵⁾。道徳教育については、前回の改訂の「総則」第 3 項から第 2 項で示されることとなった。また、3 領域全体で道徳教育を指導することが示された。一方、体育においては、「調和と統一」を求める一環として、「健康で安全な生活を営むのに必要な習慣や態度を養い、心身の調和的発達を図るため、体育に関する指導については、学校の教育活動全体を通じて適切に行なうものとする。特に、体力の向上については、体育科の時間はもちろん、特別活動においても、十分指導するよう配慮しなければならない」としている。

他方、指導上の留意事項として、以下の 7 点が明示された。すなわち、第 1 に、児童の興味や関心を重んじ、自主的、自発的な学習をするように指導すること。第 2 に、教師と児童および児童相互の人間関係を深めるとともに、日常生活の基本的行動様式の指導の徹底を図ること。第 3 に、教科書その他の教材・教具を活用し、学校図書館を計画的に利用すること。なお、学校の実態に即して視聴覚教材を適切に選択し、活用して、指導の効果を高めること。第 4 に、指導の効率を高めるため、教師の特性を生かすとともに、教師の協力的な指導がなされるように工夫すること。第 5 に、指導の成果を絶えず評価し、指導の改善に努め

ること。第 6 に、学業不振の児童については、特別の配慮のもとに指導を行なうこと。第 7 に、心身に障害のある児童については、児童の実態に即した適切な指導を行なうこと、である¹⁶⁾。

3 教育内容の精選

(1) 数学的な考え方を育成する算数

教育課程審議会答申では、「現在、諸外国で進められている『数学教育の現代化』の動向をも考慮し、数学的な考え方が一層育成されるようにする」とことと示されている。

そして、1968（平成 43）年改訂の学習指導要領では、「日常の事象を数理的にとらえ、筋道を立てて考え、統合的、発展的に考察し、処理する能力と態度を育てる」を目標としている。

一方、算数の内容の精選では、複雑な技能に関する内容を軽減し、「数量や図形に関する基礎的な概念や原理の指導」、「集合・関数・確率など新しい概念」の内容を採用するとともに、指導の段階を早めるように示された。例えば、乗法九九は 2 年生でまとめて指導されるようになり、正方形・長方形などの基本的図形は低学年から指導されるようになった。

(2) 科学的な物の見方や考え方を育成する理科

教育課程審議会答申では、「自然認識の基礎になる科学的な物の見方や考え方、扱い方などを育成する」ことが求められた。

そして、1968（平成 43）年改訂の学習指導要領では、「自然に親しみ、自然の事物・現象を観察、実験などによって、論理的、客観的にとらえ、自然の認識を深めるとともに、科学的な能力と態度を育てる」を

目標としている。

理科の内容の精選としては、「科学的な物の見方や考え方、さらに進んでは想像力の育成が十分になされるように、児童の自然認識の基礎になる経験や自然科学的な事実や考え方を中軸にして、内容を精選し、集約し、学習が発展的・系統的に行われるようにする」ことを示している。領域の自然の対象の区分が、A. 生物とその環境、B. 物質とエネルギー、C. 地球と宇宙の 3 領域に整理された。

(3) 新設の特別活動の重視

新設された特別活動は、「望ましい集団活動を通して、心身の調和的な発達を図るとともに、個性を伸ばし、協力してよりよい生活を築こうとする実践的態度を育てる」(小学校)、「教師と生徒および生徒相互の人間的な接触を基盤とし、望ましい集団活動を通して豊かな充実した学校生活を経験させ、もって人格の調和的な発達を図り、健全な社会生活を営む上に必要な資質の基礎を養う」このため、「1 自律的、自主的な生活態度を養うとともに、公民としての資質、特に社会連帯の精神と自治的な能力の育成を図る」、「2 心身の健全な発達を助長するとともに、現在および将来の生活において自己を正しく生かす能力を養い、勤労を尊重する態度を育てる」、「3 集団の一員としての役割を自覚させ、他の成員と協調し友情を深めて、楽しく豊かな共同生活を築く態度を育て、集団の向上発展に尽くす能力を養う」、「4 健全な趣味や豊かな教養を育て、余暇を善用する態度を養うとともに、能力・適性等の発見と伸長を助ける」(中学校)を目標としている。

特別活動は、「児童活動・学校行事・学級指導」(小学校)、「生徒活動・学級指導・学校行事」(中学校)の内容から構成されている。小学校の児童活動は「児童の自発的、自治的な実践活動を通して、健全な自主性を豊かな社会性を育成し、個性の伸長を図る」を目標としている。学校行事は、「学校生活に秩序と変化を与える教育活動によって、児童の心身の健全な発達を図り、あわせて学校生活の充実と発展に資する」を目標としている。学級指導は、「学級における好ましい人間関係を育てるとともに、児童の心身の健康・安全の保持増進や健全な生活態度の育成を図る」を目標としている。

すなわち、特別活動では、目標と内容の指導を通して、集団生活および集団活動に関する人間形成を目指していたといえよう。

Ⅳ おわりに

本論は、1958(昭和 33)年改訂学習指導要領と 1968(昭和 43 年)改訂学習指導要領等に焦点を当て、そこにおける教育課程の特色を探ってきた。1958(昭和 33)年改訂の学習指導要領では、従来の試案から文部省告示へ変更され、法的拘束力が導入された。そして、経験主義の教育を是正し、系統主義学習を重視するとともに、基礎学力の育成が強調された。系統主義学習の学習をめぐることは、相互の関連を図り、全体として調和のとれた指導計画を作成するとともに、発展的、系統的な指導を行うことができるようにしなければならないとしている。基礎学力をめぐることは、国語や算数の時間数を増加して充実を図ることを重視した。そして科学技術教育の向上を図るための理科の充実と技術・家庭の充実が図られた。小学校と中学校に「道徳の時間」が新設された。

1968(昭和 43 年)改訂の学習指導要領では、以下、3 点の特色がみられる。すなわち、第 1 に、人間形成の観点からの統一と調和のある教育課程が編成されたことである。これについては、従前の学習指導要領において、知識及び技能に重点がおかれた傾向にあったことから、これを是正する意味での改訂であるといえよう。第 2 に、教育課程の基本構成を各教科・道徳・特別活動の 3 領域の編成にしたことである。特別活動は従前の特別活動教育と学校行事が 1 つに統合された。ただし、その授業時数については、「年間、学期、または週ごとに適切な授業時数」を確保することとされている。第 3 に、教育内容の基本的事項の精選と集約化等を図ることである。義務教育 9 年間の全ての課程を見通して、各学校段階の適切で有効な内容を構成することである。そして、各教科・道徳・特別活動の教育目標を明確にするとともに、その達成に必要な基本的事項を精選したことである。さらに、精選するうえで、3 領域それぞれの「発展性と系統性」を確保することや 3 領域相互の関連性を図ったことである。

前述の如く 1958(昭和 33)年改訂の学習指導要領

においては、指導内容を精選し、基本的な事項の学習に重点を置き、そして1968（昭和43）年改訂の学習指導要領においては、人間形成の上から調和と統一のある教育課程の実現を図り、基本的な知識や技能を習得させることに重点を置いている。基本的な知識や技能を習得させることは、2017（平成29）年に告示された学習指導要領においても強調されている。そこでは、「生涯にわたり学習する基盤は培われるよう、基礎的な知識及び技能を習得させるとともに、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力その他の能力をはぐくみ、主体的に学習に取り組む態度を養うことに、特に意を用いなければならない¹⁷⁾と規定している。ここでは、社会の中で生きて働く知識及び技能の習得を重要視し、それが活用され思考力、判断力、表現力等の能力が習得されとしている。知識及び技能は、社会との関わりや人生の見通しの基盤ともなるものである。この知識及び技能は、これからの時代に求められる資質・能力の三つ柱の一つである。今日重要視されている知識及び技能の習得と共通するのが、先に掲げた基本的な知識や技能の習得（1958〈昭和33〉年改訂の学習指導要領及び1968〈昭和43〉年改訂の学習指導要領の重点事項）である。知識及び技能のあり様を探るに当たっては、不易の存在としてのかつての基本的な知識や技能の内容に関連性が認められるといえよう。

各教科の系統性を重視し、基礎学力の定着を志向して目標及び内容の精選のあり様は、学習指導に当たって教材を精選する際にも多くの示唆を与えてくれる。2017（平成29）年に改訂された学習指導要領においては、「教材についての配慮事項」が掲げられている。そこでは、目標及び内容に示す資質・能力を偏りなく養うことを重要視し、そして児童の発達段階に即して適切な話題や題材を精選して調和的に取り上げることにしている。本研究において得た知見は、教材の配列に当たっても一石を投じてくれよう。

なお、今後は、系統主義の教育課程と能力主義の教育課程の具体的様相を探っていくことが課題である。この課題をめぐる稿を改めに論じることとする。

【引用・参考文献】

- 1) 奥田真丈「戦後の教育課程基準の変遷」（『カリキュラム研究』所収）、15頁。
- 2) 香田健治・生野桂子・生野金三「昭和20年代の学習指導要領（試案）に関する研究」『総合福祉科学研究8号』2017年、31～41頁。
- 3) 文部省『小学校学習指導要領 昭和33年改訂』1958年。
- 4) 浪本勝利他編『資料道徳教育を考える』北樹出版、80頁。
- 5) 同上書、81頁。
- 6) 同上書、82頁。
- 7) 同上書、82頁。
- 8) 同上書、83頁。
- 9) 文部省『小学校学習指導要領 昭和33年改訂』1958年。
- 10) 教育課程審議会「中学校教育改訂の改善について－大臣あいさつと諮問事項説明」『時事通信内外教育版』1965年。
- 11) 水原克敏著『現代日本の教育課程改革－学習指導要領と国民の資質形成－』風間書房、1992年、440頁。
- 12) 前掲書11)、水原、445～449頁。
- 13) ブルーナー、J. S. 著、鈴木祥蔵・佐藤三郎訳『教育の過程』岩波書店、1963年。
- 14) 前掲書11) 水原、450頁。
- 15) 詳しくは、前掲書11)、水原、451頁を参照のこと。
- 16) 文部省『小学校学習指導要領 昭和43年改訂』1968年。
- 17) 『小学校学習指導要領（平成29年告示）解説 総則編』東洋館出版、2018年、23頁。